

第二二回

参第二七号

調理改善法（案）

（目的）

第一条 この法律は、公衆衛生の向上及び食生活の改善に資するため、調理士の資格を定めて食品の調理を業とする者の資質の向上を図り、かつ、これらの者が食品の調理方法の改善に寄与するみちをひらくことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「調理士」とは、次条第一項の免許を受けた者をいう。

（調理士の免許）

第三条 調理士の名称を用いて食品の調理を業としようとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 前項の免許は、都道府県知事が行う試験に合格した者に対して与える。

3 前項の試験を受けることができる者は、集団給食施設（寄宿舍、学校、病院等の施設で食品を調理して継続的にこれを多数人に供するものをいう。以下同じ。）又は飲食営業（食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストランその他食品の調理を行う営業をいう。以下同じ。）の施設において二年以上食品の調理の実務に従事した経験を有する者とする。

4 第二項の試験は、公衆衛生に関する常識その他食品の調理に関する知識及び技能について行う。

5 都道府県知事は、少くとも毎年一回、第二項の試験を行わなければならない。

（免許を与えない場合）

第四条 次の各号の一に該当する者に対しては、前条第一項の免許を与えない。

一 精神病患者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者

二 伝染病にかかっている者で食品の調理の業務を行うに適しないもの

三 前号の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者で同号の業務を行うに適しないもの

四 第六条第一項第二号の事由により同項の規定による取消処分を受けた後一年を経過するまでの者

（免許証）

第五条 第三条第一項の免許は、免許証を交付して行う。

（免許の取消等）

第六条 都道府県知事は、調理士が次の各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて調理士の名称の使用を停止することができる。

一 第四条第一号から第三号までの各号の一に該当するに至つたとき。

二 その者の責に帰すべき事由により食品の調理の業務に関し公衆衛生上重大な事故を

発生させたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、期日、場所及び処分の理由を通知してその者又はその代理人につき聴聞を行い、これらの者が有利な証拠を提出して意見を述べる機会を与えなければならない。

3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、第一項の規定による処分をすることができる。

(政令への委任)

第七条 前四条に定めるもののほか、免許の申請、免許証、試験その他免許に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の独占)

第八条 調理士でなければ、調理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(調理士を置く義務)

第九条 政令で定める集団給食施設の管理者又は政令で定める飲食営業を営む者は、その調理を行う施設に調理士を置くようにしなければならない。

(指導適格者の登録)

第十条 主務大臣の指定する法人(以下「指定法人」という。)は、政令で定める基準に従い、調理士(第六条第一項の規定による停止処分を受けた者を除く。以下この条において同じ。)のうちから、公衆衛生の向上及び栄養の改善、食糧消費の合理化その他食生活の改善のために調理に関する指導を行うに必要な適格性を有する者を、その者の申出によつて、登録することができる。

2 指定法人は、前項の基準に適合する調理士から同項の規定による登録をすべき旨の申出を受けたときは、正当な理由がなければ、登録を拒んではならない。

3 指定法人は、第一項の規定による登録(以下「登録」という。)をするに当つては、政令で定める額をこえて手数料を受けてはならない。

4 指定法人は、登録をしたときは、登録を受けた者に対し、登録証を交付しなければならない。

5 登録は、その登録を受けた者が第六条第一項の規定による処分を受けたときは、その効力を失う。

6 登録を受けた者は、集団給食施設の管理者、飲食営業を営む者又は一般公衆のために調理に関する講習会その他の催しを開催する者から、申出を受けたときは、その申出に応じて、調理に関する指導を行うように努めなければならない。

(指定法人の指定)

第十一条 指定法人の指定(以下「指定」という。)は、次の各号の要件を備える法人のうち適当と認められるものにつき、当該法人の申請によつて、行うものとする。

一 営利を目的としないこと。

二 登録の業務の公正な運営を阻害すべき事由がないこと。

三 登録の業務の適確な遂行に必要な能力を有すること。

2 主務大臣は、指定をしたときは、指定法人につきその名称、住所その他主務省令で定める事項を公示しなければならない。公示に係る事項につき変更があつたときも同様とする。

3 指定の申請をしようとする者は、二千元以内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 指定法人は、第二項の公示に係る事項を変更したときは、主務省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(指定の取消等)

第十二条 主務大臣は、指定法人が前条第一項各号の要件を欠く等指定を受けるに適當でないと認められるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、第六条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 主務大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に定めるもののほか、指定法人に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

(政令への委任)

第十三条 前三条に定めるもののほか、登録証、指定の申請その他登録及び指定に関し必要な事項は、政令で定める。

(調理士団体)

第十四条 主務大臣は、公衆衛生の向上又は栄養の改善、食糧消費の合理化その他食生活の改善を図るため必要があると認めるときは、食品の調理方法の改善又は調理士の資質の向上を目的として調理士が組織する団体に対し、必要な助言又は援助を与えることができる。

2 都道府県知事は、調理の技能につき第三条第二項の試験を行う場合には、前項の団体の意見を聞くことができる。

(主務大臣)

第十五条 第十条から第十二条まで及び前条の主務大臣の権限及び主務省令を制定する権限は、厚生大臣及び農林大臣が行うものとする。

(条例による特別の定)

第十六条 この法律の規定は、衛生上の危害の発生を防止するため調理上特殊の知識及び技能を要する食品の調理を業とする者につき地方公共団体の条例で特別の定をすることを妨げない。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定により名称の使用を停止された者で調理士又はこれに類似する名称を用いたもの

二 第八条の規定に違反した者

三 第十一条第四項の規定に違反した者

第十八条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても同条の刑を科する。

附 則

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。
- 2 都道府県知事は、当分の間、集団給食施設又は飲食営業の施設において五年以上食品の調理の実務に従事した経験を有する者で厚生大臣の認定した養成施設又は講習において必要な知識を修得したものに対しては、第三条第二項の規定にかかわらず、その者が同項の試験に合格した者でない場合においても、同条第一項の免許を与えることができる。
- 3 この法律施行の際現に都道府県知事の免許により「調理士」又は「調理師」の文字を用いる名称（特定の食品の名称を含むものを除く。）を使用しうる者は、この法律施行後五年以内（有効期間の定のある免許を受けた者にあつては、その有効期間の残存期間に相当する期間内）に限り、第三条第一項の免許を受けた者とみなす。
- 4 前項の規定の適用を受ける者でこの法律施行の際現に都道府県知事の処分により同項の名称の使用又は食品の調理の業務を停止されている者は、この法律施行の日において、第六条第一項の規定による停止処分を受けた者とみなす。ただし、その期間は、都道府県知事の処分に係る期間の残存期間に相当する期間とする。
- 5 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第五条第二十一号の三の次に次の一号を加える。
二十一の四 調理士の登録を行う法人を指定し、これを指導監督すること。
第九条第一項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 調理士及びその団体並びに調理士の登録を行う法人に関すること。
- 6 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第四十九号の二の次に次の一号を加える。
四十九の三 調理士の登録を行う法人を指定し、これを指導監督すること。
第四十六条中「第四十九号の二」を「第四十九号の三」に改める。
第五十条に次の一号を加える。
六 調理士の登録を行う法人及び調理士の団体に関すること。

理 由

調理従業者の資質の向上を図るため調理士の資格を定め、また、これらの者が食品の調理方法の改善に寄与するみちをひらく必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。